

「個人情報の取り扱いに関する条項」の同意書及び保証委託内容確認書

株式会社近畿保証サービス

□ 個人情報の取り扱いに関する条項 □

保証委託契約(以下「本契約」という。)の申込者(契約者も含む。以下「申込者」といいます。)は、株式会社近畿保証サービス(以下「当社」といいます。)が、本条項に従い個人情報を取り扱うことに同意いたします。

第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。

①氏名、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所

勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込書、保証委託契約書及び賃貸保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含む)。

②保証委託契約及び保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。

③保証委託契約及び保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。

④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。

⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。

⑥裁判所等公共機関、官報、スマメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条(問違する個人情報)

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報について、本条項に従って取り扱います。

第3条(個人情報の利用目的)

当社は取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはございません。

①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため。

②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため。

③保証委託契約に基づく事前及び事後求償権の行使のため。

④サービスの照会のため。

⑤サービスの品質向上のため。

⑥ご意見・ご要望又はご相談について確認、回答又はその他の対応を行うため。

⑦賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行なうため。

⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。

⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条(個人情報の第三者への提供)

①当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ず個人情報を第三者に提供することはありません。

I 法令に基づく場合。
II 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。

III 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。

IV 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

②申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

I 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、緊急連絡先、若しくは同居人等の申込者等の関係者が、申込者の個人情報を第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

II その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に、該当第三者に対し提供することに同意します。

取扱不動産会社から事前に説明のあった契約内容について、再度ご確認をお願いいたします。※大切な部分ですので、下記内容をよくお読みになったうえでお申し込みをお願いいたします。

□ 保証委託契約に関する重要説明事項 □

①申込先の保証会社について

お客様が申込をおこなう保証会社は以下のとおりとなります。

保証会社：株式会社近畿保証サービス
住 所：神戸市中央区北長狭通4丁目4番18号 富士信ビル3階
問合せ先：078-331-4040

②保証の範囲および内容

お客様の債務となる申込書記載の月額賃料額合計(以下、「賃料等」という)及び修繕費(お客様が退去時に認めた修繕費用)、賃貸借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料等相当損害金、訴訟その他の手続費用などについて、お客様が万が一お支払いできない場合で、当社に賃貸人様、または管理会社様より未払賃料の請求があった場合、当社が保証しお客様に代わり賃貸人様、または不動産管理会社様にお支払い致します(以下、「代位弁済」という)。ただし、上記の債務については当社が一時的に立替払いを行いますが、最終的にはお客様の債務としてお支払いいただくことになります。

なお、上記に関する保証限度額は下記のとおりとなります。

(1) 住居プラン、駐車場プラン、学生プランの場合 ⇒ 月額保証対象額の10か月分
(2) 事務所・店舗プランの場合 ⇒ 月額保証対象額の5か月分

③保証契約期間について

保証委託契約における保証期間は退去日迄、又は賃貸借契約終了日迄のいずれか早い日迄となります。

③当社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報を不正に取得した場合、及び不正に第三者に提供した場合、申込者等本人の請求に応じて当該個人情報の利用又は第三者への提供を停止(以下「利用停止等」といいます)します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、申込者等本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

④開示、訂正等、利用停止等をご希望の方は当社ホームページ(<http://www.kinkisho.com>)を参照してくださいか、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

第9条(個人情報の正確性)

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約又は賃貸保証契約の申込時又は締結時に付してご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第10条(必要情報の提出)

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報(運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む)を提出することに同意します。またクレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第11条(個人情報の正確性)

当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断を行ないます。必要な個人情報を提供いただけない場合は、保証委託契約及び賃貸保証契約の締結をお断りさせていただきます。

第12条(個人情報の管理)

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。

また、当社は法令に定めた訂正等、利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についていかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第13条(個人情報の管理)

①当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

②当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第14条(個人情報取り扱い業務の外部委託)

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することができます。

第15条(統計データの利用)

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することができます。当社は当該データにつき何らかの制限なく利用することができます(できるものとします)。

第16条(個人情報管理責任者)

株式会社近畿保証サービス 代表取締役社長

第17条(問合せ窓口)

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他の質問、ご相談若しくはお問い合わせにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社近畿保証サービス お客様相談窓口

電話番号: 078-331-4040

受付時間: 10:00~17:00

(土日祝・年末年始・ゴールデーデー・夏季休暇期間を除く)

※通話内容につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただけます。あらかじめご了承ください。

第18条(備考)

申込者が法人の場合、第6条は適用とします。

④保証料について

サービスご利用にあたり、以下の保証料をお支払い頂きます。

(1) 保証料の金額は、表面の保証料合計欄記載の金額とします。
(2) 年払いコースの年間保証料は、本契約書表記の年間保証料欄の金額とし、甲は毎年、年払い保証満了日の前日までに次年度分保証料として本契約書表記の年間保証料及びもっと安心オプションの年払い費用の合計金額を保証会社に支払うものとします。

⑤求償権の行使について

お客様が賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が代位弁済した場合、物件賃貸人様、不動産管理会社様に代わり当社がお客様にお支払のご請求を行うことになります(これを求償権の行使といいます)。

また、代位弁済実行後の求償権の行使にあたり代位弁済1回につき、代位弁済手数料として1,000円(消費税別)をお支払い頂きます。

遅延損害金は、代位弁済翌日から 完済まで代位弁済金額に対し、

年14.6%の金額を加算してご請求させて頂きます。

なお、求償権行使するにあたり、訴訟及び法的な手続きが発生した場合の費用もお客様にお支払いいただくことになります。